

平成30年8月20日



〒107-0052 東京都港区赤坂 7-1-1 青山安田ビル 11 階  
アルベマール日本株式会社内

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課 化学物質評価室 御中

化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価候補物質及び案件についての意見募集について (案件番号 495180107 資料3 183 番)

パブリックコメント提出者：プロモカーボン協議会 重吉康博  
：E-mail [yasuhiro.shigeyoshi@albemarle.com](mailto:yasuhiro.shigeyoshi@albemarle.com)  
：TEL 03-6438-5211

### 1-ブロモプロパンのリスク評価について

現在、米国 EPA (Environmental Protection Agency) における TSCA (Toxic Substances Control Act) 10 物質のリスク評価が 2016 年から開始され、現在まで、議論が進んでおります。ここで重要なのは、米国 EPA のリスク評価の過程においてその議論のベースとなる米国保健福祉省 (HHS) での NTP (The National Toxicology Program) 毒性試験報告に対して、米国化学品協会 (ACC) より、パブリックコメントとして、その試験方法、実験の信頼性、EPA が定める標準、その内容について疑義が提示させていることです。

これらの資料は既に当団体として、厚生労働省 労働基準局 安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室様には既に提供させていただいております。更なる資料を入手した場合には、延滞なくご提供する予定です。また、ACGIH TLV 0.1ppm を参照すべきでないことを、補完する新たな論文は、その後も発表されており、必要に応じて提供できる状況です。

これらの状況から、1-ブロモプロパンのリスク評価を議論して頂くのであれば、拙速に事を進めず、米国での TSCA 10 物質のリスク評価の状況、ACC などの意見資料を加味した議論を日本国内でも進めて頂く事を提案致します。拙速に事を進めた為に、市場が混乱している事例として、現在、1-ブロモプロパンは、学術的な許容濃度推奨値 0.5ppm (日本産業衛生学会) が、有機則の法規制値のような示され方をされる場合があり、ユーザーが混乱しています。この 0.5ppm は NTP の毒性試験の生殖毒性に関するデータをもとに導きだされたものです。

しかし、2014 年 10 月 2 日、米国保健福祉省 HHS が Releases 13th Report on Carcinogens において、1-ブロモプロパンを合理的に人発癌性因子である事が予測される化学物質と判定されました。この時の根拠となる試験データが上記の NTP の毒性試験報告となるのですが、このとき報告書内において、管理濃度のガイドラインとして、示されたのは、ACGIH 0.1ppm (TLV-TWA) の他、EPA 2003 年公表の 25ppm (8-hour time weighted average) を併記されておりました。

つまり、この時点において、NTP 毒性プログラムを実行した HHS でさえも管理濃度をこの試験結果から導き出すことはできず、このような表現になったと考えられます。EPA TSCA 10 物質リスク評価においても 1-ブロモプロパンの管理濃度の議論はされていくと思われれます。そのような情報も加味した議論をお願い致します。最後になりますが、本リスク評価を、良識ある科学的根拠に基づいて進めていただきますよう、強く要望いたします。

以上